委託業務仕様書

I. 委託業務名

働く者のライフサポート業務

Ⅱ. 委託業務の趣旨・目的

少子高齢化の一層の進行、社会保障制度の危機、核家族化や地域コミュニティの崩壊、 失業・不安定雇用の拡大など多くの人たちが病んでいることから、これらの人たちが抱え る悩みや問題に向き合い、一緒になって問題解決を図り、社会参画への支援を行うことを 目的に、福岡県労働者福祉協議会(以下、「労福協」という)では生活なんでも相談事業「ラ イフサポートふくおか」を実施している。なお、"ライフサポートふくおか"では常時 2 名の相談員を配置し、県内全域からの労働相談・生活相談・法律相談を電話対応中心で実 施している。

しかし、近年において、解雇や賃金未払、劣悪な労働環境等に対する労働相談が顕著である。そして、その課題も多岐に亘っていることから、面談による相談体制を強化する。 課題は労働問題だけではない。多重債務問題や社会保障問題、民事・家事・行政等の法 律や税務の相談等もあり、法律専門家による相談体制を整備する。また、所得格差問題、 健康問題、退職者や女性が抱える問題、介護や子育ての悩み、さらに、定年前のライフサ ポート相談など、ライフスタイルに対する情報提供の要望も多いことから、セミナー等を 開催する。

他方では、8割以上の未組織労働者が存在し、とりわけ雇用労働者の2/3以上を占める中小・地場企業で働く労働者、パートタイム労働者が現に働き生活しているところで様々な悩みを抱えていることから、地域における支援体制を強化する。

Ⅲ. 委託業務の概要

- (1) 「ライフサポートふくおか」が実施している"生活なんでも相談"の内、労働相談において相談者が面談による相談を希望した場合、「ライフサポートふくおか」と連携をとり、当該相談者の職域地域または生活地域において、面談による相談業務を行う。
- (2) 多重債務問題や社会保障問題、民事・家事・行政等の法律や税務の相談等に対応する ため、労福協が指定するエリア内で、弁護士や司法書士等の専門家による無料法律問題 相談を毎月1回実施する。
- (3) 企業等で働く現役世代や退職予定者などの興味・関心が高い分野からテーマを選定し、 年1回「ライフサポートセミナー」を企画し、受講料は無料で開催する。

Ⅳ. 委託業務の実施要領

1. 委託業務の実施エリアと対象市町村

エリア名	市町村名										
福岡エリア	福岡市、宗像市、福津市、古賀市、糸島市、糟屋郡全町										

筑紫・朝倉エリア	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、朝倉市、朝倉郡全町村、 筑紫郡全町
筑後北部エリア	久留米市、小郡市、大川市、うきは市、三潴郡全町、三井郡全町
筑後南部エリア	大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、みやま市、八女郡全町
北九州エリア	北九州市全域
遠賀川エリア	飯塚市、嘉麻市、直方市、宮若市、中間市、鞍手郡全町、 嘉穂郡全町、遠賀郡全町
京築・田川エリア	行橋市、豊前市、田川市、京都郡全町、築上郡全町、田川郡全町村

2. 委託業務受託者の体制

(1) 連絡体制

実施エリアに事務所を構え、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除く日の10時00分から17時00分までにおいて、電話・FAX等での連絡が取れる体制をとること。

(2) 人員・相談体制

事業全体を統括でき、関係機関との連絡・調整などのコーディネート、個々の相談者のニーズや状況に応じたアドバイス等が出来る者を配置すること。また、相談者のプライバシー保護等の観点から、相談ブースを設置すること。

3. 委託業務内容

(1) 面談による労働相談

- ①対象者は、当該エリアに勤務または居住する勤労者及びその家族とする。
- ②受託者は、業務従事者として相談員を一週において最低 3 日は配置できる体制をとること。また、相談員は労働問題に精通している者又は労働関係法の知識を有する者とする。
- ②受託者は、委託業務開始前に相談員の名簿(相談員の経歴等)を労福協に提出すること。また、名簿に変更が生じる場合は、事前にかつ速やかにその内容を労福協に提出すること。
- ③相談室は、相談ブースを設置するなど秘密保持に十分配慮したものであること。
- ④ライフサポートふくおか(生活なんでも相談)から面談を希望する相談者の氏名、連絡 先、相談内容等を整理した書類を、原則FAXで受託者あてに連絡するので、受託者 は、連絡を受けた後、速やかに当該相談者へ連絡し、面談の日時を確定し、面談によ る相談を実施し、問題解決にむけて最大限の支援を行うこと。

(2) 働く人の法律相談

- ①対象者は、当該エリアに勤務または居住する勤労者及びその家族とする。
- ②労福協が業務委託契約を締結した法律事務所の所属弁護士による法律問題相談を原則 月一回、受託者事務所において実施する。なお、相談受付は事前予約制とし、相談者 一人あたりの相談時間は30分程度で全体として2時間とすること。
- ③相談室は、面談による労働相談の相談ブースを使用するなど秘密保持に十分配慮した

ものであること。

- ③相談日には受付をはじめとする事務担当者を配置すること。
- ④広報は、福岡県労福協のホームページ及び機関紙等の広報媒体に掲載する。なお、エリア内の広報は受託者において実施すること。

(3) ライフサポートセミナー

- ①対象者は、当該エリアに勤務または居住する勤労者及びその家族とする。
- ②セミナーの企画・開催については、開催期日・開催会場及びテーマ・講師の選定等は、 労福協と十分な連携のもと、受託者で行うこと。
- ③開催は一事業年度内において最低一回開催するものとし、開催期日は労働者が集まり やすい日時を設定すること。
- ④テーマの設定にあたっては、事業の目的に沿ったものとし、講師の選定については、 テーマに十分精通している者とすること。
- ⑤会場は受託者において選定する。会場設営は学校形式とし、マイク設備を有するもの とすること。
- ⑥広報は、福岡県労福協のホームページ及び機関紙等の広報媒体に掲載する。なお、エリア内の広報は受託者において実施すること。

4. 守秘義務

「面談による労働相談」及び「働く人の法律相談」の実施にあたっては、相談者のプライバシーの保護に十分に配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。特に、相談記録の管理を行う場合には、相談記録の情報を労福協(ライフサポートふくおか)や関係機関以外の者に利用させないこと。

5. 実績報告等

委託業務に係る実績を定期的に報告すること。また、実績等に関する報告を適宜求める場合があるので、その都度報告すること。

6. 委託期間

2014年4月1日から2015年3月31日まで

7. 委託契約(補助金)の上限

①面談による労働相談 270,000 円②働く人の法律相談 480,000 円③ライフサポートセミナー 150,000 円

8. 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は労福協と協議すること。

業務委託申込書

一般社団法人 福岡県労働者福祉協議会 理 事 長 髙 島 喜 信 殿

所在地		
団体名		
代表者	<u> </u>	
TEL		
担当者		

働く者のライフサポート業務の委託を希望するので、下記のとおり申し込みます。

記

	務		名										_
業	務	内	容										
H	IJ	ア	名										
委	託	期	間	넴	年	月	日	~	至	年	月	目	
備			考										

以 上

[業務委託申込書の記入要領]

- 1.「業務名」の欄には、「働く者のライフサポート業務」と記入ください。
- 2.「業務内容」の欄には、申込者が委託を希望する業務(面談による労働相談、働く 人の法律相談、ライフサポートセミナー)を記入ください。
- 3.「エリア名」の欄には、申込者が委託を希望するエリア名(福岡エリア等)を記入ください。
- 4.「委託期間」の欄には、業務委託の希望期間を記入ください。
- 5.「備考」の欄には、受託者の業務上参考となる事項等を記入ください。